

定 款

株式会社ハイレックスコーポレーション

定 款

第1章 総 則

第1条 (商号)

当社は、株式会社ハイレックスコーポレーションと称し、英文では HI-LEX CORPORATION と表示する。

第2条 (本店の所在地)

当社は、本店を兵庫県宝塚市に置く。

第3条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コントロール・システムの製造並びに販売
2. コントロール・システムの製造設備の設計、製造並びに販売
3. 自動車、船舶、産業機器および住宅機器等の部品、付属品の製造並びに販売
4. 医療用機器の製造並びに販売
5. 前各号に附帯する一切の事業

第4条 (機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。

第7条 (自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第11条（株式取扱規定）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款で定めるもののほか、取締役会において定める「株式取扱規定」による。

第3章 株主総会

第12条（株主総会の招集）

当会社の定時株主総会は、毎年1月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。

第14条（招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の

3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当社に提出しなければならない。

第18条（議事録）

株主総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

第19条（員数）

当社の取締役は、10名以内とする。

第20条（選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第21条（任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第22条（役付取締役および代表取締役）

取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長および取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

2 取締役会は、その決議によって、役付取締役中より代表取締役を選定する。

第23条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第24条（顧問および相談役）

当会社の業務の指導および重要事項を諮問するため、取締役会は、その決議によって、顧問および相談役を定めることができる。

第25条（取締役会会則）

取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める「取締役会会則」による。

第26条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第27条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第28条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

第29条（取締役会の議事録）

取締役会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名しなければならない。

第30条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の定める限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

第31条（員数）

当会社の監査役は、5名以内とする。

第32条（選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第33条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第34条（補欠監査役の選任に係る決議の効力）

補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第35条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

第36条（報酬等）

監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第37条（監査役会規則）

監査役会に関する事項については、法令および本定款に定めるもののほか、監査役会において定める「監査役会規則」による。

第38条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第39条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第40条（監査役会の議事録）

監査役会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署

名しなければならない。

第41条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の定める限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

第42条（選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第43条（任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

第44条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの1年とする。

第45条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は毎年10月31日とする。

第46条（中間配当金）

当社は、取締役会の決議によって、毎年4月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第47条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払いの義務を免れる。

以上